

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/johoseisaku/shakaikiban/johotsushin/20150119152713.html

執行機関名 宮崎県知事

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	98	
番号法別表第2の項	120	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第四の項 宮崎県肝炎治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第一条	宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領第一条
事務の趣旨又は目的	この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保険の向上を図ることを目的とする。	この要領は、B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝ガンの予防及び肝炎ウイルスの感染を防止することにより健康の保持・増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領